

都市と環境

—美しい日本、持続可能な社会をめざして—

「10の政策提言」

「10の政策提言」

「提言」の内容のうち、緊急性と重要性にかんがみ、特に国等が積極的に取り組むべき事項

【持続可能な社会に向けて 環境教育の充実】

・環境に配慮した小中学校施設整備による環境活動の促進

【地球温暖化防止に向けて 省エネルギー対策】

・深夜・終夜営業の自粛、自動販売機の夜間使用の規制

・「交通手段のベストミックス」に向けたガイドラインの策定

【地球温暖化防止に向けて 環境負荷低減対策】

・環境負荷の少ないエネルギーの普及促進を図る施策の整備・充実

・環境配慮型リフォームの普及促進と中古住宅市場の活性化

【自然環境の再生・創出に向けて 緑地・森林保全対策】

・「税制のグリーン化」に向けた相続税等の見直し

・森林保全基金制度の創設

【循環型社会構築に向けて 不法投棄対策】

・廃棄物不法投棄を取り締まる産廃Gメン制度の創設

【循環型社会構築に向けて 3R(リデュース、リユース、リサイクル)推進対策】

・一定面積以上の飲食店へのリユース容器の使用義務付け

・容器包装リサイクル法における費用負担等の抜本的見直し

環境に配慮した小中学校施設整備 による環境活動の促進

環境に配慮した小中学校の施設設備を推進し、環境活動を促進するため、技術支援を含めた包括的な施策の整備・充実を図る。

- 第3章第3節(1) -

地域における環境教育の拠点として、屋上緑化、燃料電池、風力発電、太陽光発電、雨水再利用、校庭の芝生化などの環境に配慮した施設整備を図るため技術支援を含めた包括的な支援施策が必要である。

深夜・終夜営業の自粛、 自動販売機の夜間使用の規制

小売業の深夜または終夜営業の自粛、自動販売機の夜間使用の規制等を実現し、エネルギーの使用量削減を図る。

- 第3章第1節(3) -

ライフスタイルの多様化と相まって、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等の深夜または終夜営業の店舗が増え、社会全体としてサービスの24時間化が進んでいる。しかし、深夜または終夜営業は一部の消費者には便利であるが、エネルギー効率は極めて悪い。エネルギー消費抑制だけでなく、環境や安全の観点からも、一定程度の規制が必要である。

「交通手段のベストミックス」に向けた ガイドラインの策定

「交通手段のベストミックス」に向けて、エネルギー消費抑制の観点から取り組みを進め、ガイドラインを策定する。

- 第3章第1節(2) -

民生及び運輸部門におけるエネルギー消費の抑制が課題となっていることから、移動に伴う消費エネルギーの明示など、具体的に分かりやすい指標を示し、各地域における交通の省エネルギー対策に取り組む。

国は、コミュニティ内、近距離、中長距離などの距離別、飛行機、船舶、鉄道、自動車、自転車等の移動手段別等で、地域における交通手段のベストミックスのためのガイドラインを示す必要がある。

環境負荷の少ないエネルギーの 普及促進を図る施策の整備・充実

国家のエネルギー戦略の見地から、太陽光等のローカルエネルギーや、水素エネルギー等、環境負荷の少ないエネルギーの一層の普及促進を図るための財政支援をはじめ総合的な施策の整備・充実を図る。

- 第3章第3節(1) -

太陽光などのローカルエネルギーや、水素エネルギー（燃料電池）、天然ガスコージェネレーション等の新技術を用いた環境負荷の少ないエネルギーの普及を図ることは、他の補助制度とは異なる、わが国の将来への投資である。

住宅用太陽光発電システム設置の一層の普及促進のためには、国の財政支援の拡充が不可欠である。

環境配慮型リフォームの普及促進と 中古住宅市場の活性化

環境配慮型リフォームの普及促進を図る。中古住宅の売買を促進し、中古住宅市場の活性化を図る。

- 第2章第2節(3) -

住宅等の新規整備の際は、長寿命化を図り、ライフサイクルを通じた環境負荷軽減に努める。また、環境に配慮した建材を使用するなど、環境負荷低減に配慮しつつ、住宅のライフサイクルを延ばすため、環境配慮型リフォームの普及開発を促進するための技術開発を推進する。

既存の住宅・社会資本(ストック)の有効活用を図り、産業廃棄物の発生等を抑制する必要がある。特に住宅については、良質な中古住宅市場の形成を図るため、その性能評価、表示技術の開発、リフォーム履歴の提供等の条件整備が必要である。

「税制のグリーン化」に向けた 相続税等の見直し

「税制のグリーン化」として、都市公園、市民緑地、市民農園に対する相続税等の評価減額の拡充、保存樹林や保存樹木がある土地、屋上緑化やソーラーシステムを設置した家屋などに固定資産税及び都市計画税の評価減額の制度化を行う。

- 第4章第5節(1) -

都市計画区域のうち特に緑地保全の必要性が高い地域では、都市公園、市民緑地、市民農園に対する相続税等の評価減額の拡充が必要である。

保存樹林や保存樹木等がある土地に対して、長期間樹林等を保存すること等を条件に、固定資産税及び都市計画税の評価減額を制度化する。また、屋上緑化やソーラーシステムを設置した家屋に対して、固定資産税の評価減額を制度化する。

森林保全基金制度の創設

日本は国土の7割を森林が占める森林国であり、森林保全のあり方が都市の安全で快適な暮らしに結びついている。

水源地域と利水地域といった関係を踏まえ、受益都市がその恩恵を生み出す地域に積極的に貢献するため、森林保全基金制度を創設する。

- 第4章第5節(2) -

「水道水源保全事業」「森林環境保全基金」など、森林の多面的機能を維持、保全するための財源調達手法の事例がある。また、環境教育の一環として、里山や中山間地の森林を保全する取組みも始まっている。

森林保全基金制度の創設、活用による、地域特性を踏まえた森林保全施策は、温暖化対策の観点からも推進すべきであり、国の制度的・財政的枠組みが必要である。

廃棄物不法投棄を取り締まる 産廃 G メン制度の創設

産廃 G メン制度を創設し、廃棄物の不法投棄を取り締まるため、捜査及び告発の権限を有する専門家組織による一元的な体制を確立する。

- 第2章第4節(3) -

全国的に産業廃棄物の不法投棄事件が頻発しているが、地元
に密着した自治体である都市には調査、是正する権限を有する
スタッフがなく、住民からの通報に即応することが難しい。また、地
元との関係があり、踏み込んだ調査が困難である。

不法投棄による被害を軽減するのは、初動における迅速な対
応であり、国において産廃 G メン制度を創設し、機動的な捜査体
制を実現し、告発権など一定の司法的権限を付与する必要があ
る。

一定面積以上の飲食店への リユース容器の使用義務付け

一定面積以上のファーストフードショップ等の飲食店に、リユース容器の使用を義務付ける。

- 第2章第2節(3) -

循環型社会形成推進基本法では、資源の再使用(リユース)の原則優先が謳われているが、理念上の規定にとどまり、使い捨て容器の使用増大は抑制されていない。

韓国では 2002 年から業界による「韓国ファーストフード店における一回用品使用削減のための自発的協約書」が発効し、床面積 100 坪以上の店舗が対象となっている。

容器包装リサイクル法における 費用負担等の抜本的見直し

容器包装リサイクル法の改正に際しては、拡大生産者責任の原則に基づき、分別収集・選別保管について、適正な水準を見極めつつ、市町村と事業者の費用負担及び役割分担を抜本的に見直す。

- 第2章第2節(1) -

法の規定では、分別収集をするか否かは市町村の自由に委ねられているが、市町村が環境省の定める分別基準を満たして分別収集するには相当の費用を要しており、分別収集に対するインセンティブが働くよう、制度改正が必要である。